

## 飯山市三世代等同居住宅建設支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に若い世代が定住し、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能を維持するため、三世代等で親等と同居又は近居する住宅を新築、増築若しくは改修又は中古住宅の取得（以下「建設」という。）する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 三世代等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 同居する三世代の世帯で、いずれかが40歳未満である世帯

イ 子（18歳以下の扶養親族をいう。以下同じ。）のいる親とその子のいる親の親等

ウ 夫婦（住宅を建設する年度の3月31日までに夫婦となる予定の者を含む。以下同じ。）とその夫婦の親等

(2) 親等 父母、祖父母等の親族をいう。

(3) 同居 1棟の住宅又は同一敷地その他の市長が別に定める敷地にある2棟の住宅に家族が生活している状態をいう。

(4) 近居 飯山市内にある各世帯が居住する2棟の住宅において家族が生活している状態又は市長がこれと同等と認める状態をいう。

(5) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過したもの又は人が居住したことがあるものをいう。

(補助金の区分等)

第3条 補助金の区分、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 事業の実施に当たって本市の他の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。

(2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。

(3) 住宅の改修に対する補助を受けようとする者については、当該改修を市内施工業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）に発注すること。

(4) 同一世帯のいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3 対象建物を持分登記する場合は、その住宅に係る所有者1名を代表者として補助対象者とする。ただし、親等と共有名義の住宅の場合は、親等の共有割合分を除き、対象とする。

(補助の回数等)

第4条 補助金の交付は、対象の世帯及び住宅について1回を限度とする。

2 住宅の新築若しくは増築又は中古住宅の取得に対する補助と改修に対する補助の両方を同時に受けることはできないものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。

(1) 住宅の建設の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、速やかに市長に申請してその承認を受けること。

(2) 住宅の建設を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に申請してその承認を受けること。

(3) 住宅の建設が予定期間内に完了しないとき又は住宅の建設が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市三世代等同居住宅建設支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市三世代等同居住宅建設支援事業補助金実績報告書(様式第2号)によるものとする。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、住宅の建設が完了した日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市三世代等同居住宅建設支援事業補助金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年3月26日告示第27号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年5月25日告示第75号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 施行前日に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日告示第35号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 35 号）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 3 年 月 日告示第 号）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費	補助額	
住宅の新築若しくは増築又は中古住宅の取得に対する補助	基本額	第2条第1項1号のア、イ、ウのいずれかに該当する者	親等と同居又は近居するために新築若しくは増築した住宅又は取得した中古住宅(いずれの場合も固定資産税の課税対象となるものに限る。)で、当該住宅の工事又は購入に要する経費(土地の購入費及び住宅の改修費を含む。)が500万円以上であるもの	30万円
	三世代同居加算	三世代で同居するもので、住宅を建設する年度の3月31日において、夫婦のいずれかが40歳未満の世帯又は18歳以下の扶養親族を含む世帯の場合		40万円
	市内施工業者加算	新築若しくは増築工事又は中古住宅の改修工事を市内施工業者に発注した場合		10万円
住宅の改修に対する補助	市内において親等と同居する者又は住宅を改修する年度の3月31日までに新たに親等と同居する者であって、その同居する住宅を改修する者	親等と同居するために行う工事費が50万円以上の住宅の改修であって、台所、浴室、トイレ、洗面所若しくは居室又はこれらの改修に伴う内装工事に要する経費	補助対象経費の25パーセントに相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)以内とし、30万円を限度とする。	